

# 社会保険労務士とは 人事・労務コンサルタントです！

社会保険労務士って社会保険や労働保険の  
手続屋さんだろう??  
それならうちの総務で間に合っているなあ。

## 社会保険労務士の仕事は手続だけではありません！！

### 1. 社会・労働 保険の手続

毎年何事もなければ、手続は難しくな  
いかもしれません！しかし、正確な資格取得要件  
や何か非常事態が起こったときどうして良いか  
わかりますか？

社会保険労務士の専門分野は、  
非常に多岐にわたっています。

人事労務管理、リスク回避就業規則、助成金、育児休業、労災、私傷病、  
派遣、有期雇用、パート、賃金制度、評価制度、安全衛生等々、  
**顧問社会保険労務士がいれば気軽に相談できます。**

### 2. 気軽に労務相談 ができます

### 3. 法改正にも万全

労働、社会保険関係の法律は、毎年のように改正  
されています。

**顧問社会保険労務士がいれば安心です！**

**顧問社会保険労務士は、通常の手続業務を通じてあなたの会社を把握しています。  
だから、いざというときの相談にも適切に対応できるのです。**

ひまわり社会保険労務士事務所  
代表社会保険労務士・医療労務コンサルタント 久保田 統  
〒805-0017 福岡県北九州市八幡東区山王 1-1-25  
連絡先 TEL 093-662-8200 FAX 093-661-6444

[HP] <http://himawari-sr.jp/> メール [office-himawari@himawari-sr.jp](mailto:office-himawari@himawari-sr.jp)

## では、社会保険労務士はどんなお手伝いができるのでしょうか？

### □ 個別労働関係紛争が増えています

- ・ 個別労働関係紛争とは、「労働組合対企業」ではなく、「従業員個人対企業」の紛争です。
- ・ 今、組合対企業ではなく、個人対企業のトラブルが増えている時代です。

このような労使トラブルを未然に防ぐためにも労働法の専門家である社会保険労務士がお役に立ちます。

### □ 近年様々な法改正が続いています

- ・ 例えば平成25年4月1日以後の有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換します。
- ・ 社会保険労務士は労務管理の専門家ですから、社会保険労務士がいれば事前に対応でき安心です。

### □ 退職金制度や賃金制度のご相談

- ・ 退職金制度や賃金制度が古いとお悩みではないですか？
- ・ この分野もやはり社会保険労務士の専門分野です。
- ・ 相談内容によってはコンサルティング業務として、顧問とは別途契約をお願いすることもあります。

### □ 従業員のやる気をどう高めていこうか？

- ・ 人材の育成や従業員のモチベーション対策は、企業経営上非常に大切です。
- ・ この分野もやはり社会保険労務士の専門分野です。

相談内容によってはコンサルティング業務として、顧問とは別途契約をお願いすることもあります。

#### 【在籍している従業員に対して支給される社会・労働保険の主な給付】

- 傷病手当金（健康保険）
  - ・ 従業員が、療養のため4日以上会社を休むときに休業4日目から支給されます。支給額は標準報酬の3分の2です。休業中に給与を支払うとその分が給付から差し引かれてしまいます。
- 休業補償給付（労災保険）
  - ・ 休業4日目から支給され、保険給付と特別支給金（福祉的な意味合いの加算金）で平均賃金に相当する額の8割が支給されます。
- 出産手当金等（健康保険）
  - ・ 出産手当金は産前産後休業中の所得補償で、支給額は標準報酬の3分の2です。
- 育児休業給付（雇用保険）
  - ・ 雇用保険の給付で、育児休業中に休業前の賃金の67%（6ヵ月目以降は50%）の額が支給されます。
- 高年齢雇用継続給付（雇用保険）
  - ・ 60歳以後賃金下がった場合に支給されます（この給付を上手く活用して賃金引下げをすれば従業員の手取の下がり方はだいぶ緩和されます。）
- 在職老齢年金（厚生年金）
  - ・ 年金支給開始年齢（2013年度以降段階的に65歳まで引き上げられています）以後も雇用されていると年金は賃金・賞与と年金額との関係でカットされます。賃金が高ければ良いというものではありません。

これらの給付は、すべて企業が半額以上負担している社会・労働保険から従業員に支給される給付です。ですから、よく理解して上手に活用しなければもったいないですね。

その他にも、入社前・入社時・在職中・退職時に様々な手続きや対応が必要になります  
もちろん顧問社会保険労務士がご相談対応や手続きを行います。